

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
211	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域少子化対策強化 事業(交付金)の要件 緩和	地域における少子化対策強化の ために行う出会い・結婚支援等 の事業が先駆的な取組と認めら れない場合、情報提供・啓発事 業などの基礎的・共通的事業も 対象外になることから、施策の基 盤となる基礎的・共通的事業に ついては継続的に実施できるよ う、制度の見直しを行う。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会 員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るな ど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。</p> <p>次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域 での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかった ことから、初年度に開設した基礎的・共通的事業であるセンター事業についても単なる継続事業と 見なされ対象外となった。</p> <p>このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・ 安定的な取組を推進する上で支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場合、 原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事業な どが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。</p> <p>このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定 程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。</p>	地域少子化対策強化 事業実施要領 地域少子化対策強化 交付金交付要綱	内閣府	広島県、中 国地方知事 会、三重県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、青森県、鹿角市、福島県、長崎県、熊本県、熊本市、沖縄県</p> <p>○今年度から結婚支援に係る情報提供を行う事業を開始していることから、制度の改正がなければ同様の支障が生じる可能性がある。</p> <p>○先駆性が認められず申請を取り下げた市町村があり、活用しやすい制度とするため、少子化対策に一定の成果が認められる事業については採択とするなど要件を見直していただきたい。</p> <p>○地域少子化対策強化事業は、継続事業が更なる先駆的な取り組みと認められない場合、原則交付金の対象とならないことから、毎年事業の再設計が必要となり、継続事業を拡充しづらいものとなっている。したがって、事業の先駆性という条件については見直す必要がある。</p> <p>○26、27年度とこの事業に取り組んでいるが「先駆性」が採択の基準となっているため、複数年度にわたり同様の事業が行えず、結果として細切れの施策になることが懸念される。交付金があることで、少子化対策の事業実施がしやすい状態にあり、本交付金による少子化対策の効果を見ると、事業内容によっては先駆性がなくとも採択されるように変更してほしい。</p> <p>○地域少子化対策強化交付金を活用して、平成27年度に婚活サポートセンターを開設し、結婚・婚活に関する相談、婚活サポーターの養成及び研修、婚活講座及び結婚支援フォーラムの開催などを行っている。次年度以降も継続したいが、継続事業として認められなかった場合、今後の事業運営に支障が生じるため、少子化対策に関する基礎的・共通事業が継続的に実施できるよう制度の見直しが必要である。</p> <p>○若年層への情報提供・意識啓発事業等を実施しているところだが、このような継続的な取り組みにより一定程度の期間を持って実施する必要がある事業については対象となるよう見直しが必要。</p> <p>○既存事業の拡大・拡充を検討しており、少子化対策を行ううえで、本交付金のような有利な財源は必要であると認識しており、今後、既存事業への利用可能なもの、単年度のみならず継続的に交付されるものなどの活用しやすい交付金の創設をしてほしい。</p>	<p>平成28年度当初予算案で地域少子化対策重点推進交付金を計上しているが、本交付金については、これまで地域少子化対策強化交付金を活用して行われた取組のうち、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に関する事業等を対象とし、過去の事業から発掘された優良事例を踏まえた事業について、その横展開を支援することを目的としているため、上記対象分野に該当する自治体より提案のあった継続的な事業についても対象となりえる。</p> <p>なお、事業申請時においては、交付金の対象として申請する事業について、結婚支援等全体の計画の中での位置付けを示し、内閣府においては、結婚支援等全体及び申請事業が効果の見込まれるものであるかについて、有識者による審査を経て事業選定を行う。</p> <p>また、自治体は、申請事業及び結婚支援等全体のKPIを設定し、効果検証を実施し、内閣府に報告するとともに、内閣府においては、交付金の活用全体の効果検証を実施することとする。</p>

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
44	B 地方 に対する規 制緩和	その他	地域公共ネット ワーク等強じん化 事業費補助金(観 光・防災Wi-Fiス テーション整備事 業)に係る対象要 件の緩和	観光・防災Wi-Fiステー ションの整備促進を図るため、 交付対象となる施設・設備 要件の緩和や交付額の下 限の引下げを行うとともに、 鉄道施設等公共性の高い 場所への整備についても交 付対象に加えるよう見直し を行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円) の設定があり、また、申請マニュアルにおいて、「屋外配備を条件とする」、「一定程 度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、 最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取 得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形 に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、防災 拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観 光・防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等 についても対象箇所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いた め、本事業を活用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあつて は、動線上の鉄道施設等も合わせて整備する必要があるため、補助対象としてほしい との声があった。	地域公共ネット ワーク等強じん化 事業費補助金交付 要綱	総務省	愛知県	
155	B 地方 に対する規 制緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係 る緊急防災・減災事業 債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設 の耐震工事に対して地方公共団 体が独自に助成する場合は、緊 急防災・減災事業債の対象にで きるようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象とな る施設が指定避難所に限られて おり、対象となる施設が少数で あるため、指定避難所の要件を撤 廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せする形で独 自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏 み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震 化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業 債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債 の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討し ているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどか ら避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できな い状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはなら ない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、 全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐 震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の 私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等 教育局幼児教育課 文部科学省高等教 育局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省 文部科学省	長崎県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
<p>小山市、千葉県、横浜市、奥出雲町、松山市、五島市</p>	<p>○鉄塔建設要件が市町村単独での事業活用を困難にしているため、県が市町村の要望を取りまとめ、県の事業として市町村施設への整備を行うなどの工夫が必要となる。          当該条件を緩和することで、市町村の主体的な事業実施を可能にするものとする。          また、観光拠点については、自然公園の公園施設のうち宿舎、野営場、運動場等が、都市公園のうち住区基幹公園、緩衝緑地等々の施設が補助対象外とされている。これらの施設は、多くの観光客が来訪する重要な観光拠点であることから、補助対象としていただきたい。          ○整備済みの屋外フリースポット用のアンテナも景観を重視し、コストを抑制することを目的に既存施設に極力隠れるところを探して設置している。鉄塔はもちろん、柱の建柱もかなり困難である。          ○条件不利地域の情報格差是正及び離島振興を目的として、離島地域の交通結節点であるフェリーの待合所への整備を計画しているが、現状補助対象外の施設であり、一般財源のみの予算措置が難しいことから、整備エリアの拡大が進まない状況である。          ○観光・防災Wi-Fiステーション整備事業は、交付要綱第5条に定める下限額(1件あたり100万円(補助率1/2))及び、一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本とする仕様となっている。本県では、新たに建柱することなく、既存の鉄塔を利用し、事業費200万円未満で観光や防災を目的とするWi-Fiステーションの設置を考えている市町村があるが、本事業を活用できないため、Wi-Fiステーションの設置が進まない状況となっており、本事業の見直しが必要と考える。</p>	<p>○補助金の下限額について          補助金交付には、申請及び審査等の事務手続きにコストが発生する。補助金交付額が少額の場合、発生するコストに対して十分な補助効果が期待できないことから、一般的には自治体の自主的な対応が求められているところ、本事業においても、十分な補助効果が期待できる事業規模として、下限額を定めているところである。</p> <p>○Wi-Fiステーションの鉄塔建設要件について          本事業は、観光情報や防災情報等、自治体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築するために、Wi-Fiステーション(無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備)を設置することを事業の目的としていることから、原則として、鉄塔を建設しWi-Fiステーションを設置することが補助金交付の要件となる。Wi-Fiステーションの設置を伴わない事業実施については、平成29年度以降に向けて、検討を行ってまいりたい。</p> <p>○鉄道施設等について          観光拠点へWi-Fi環境を整備しても、そこへ繋がる動線上の交通拠点等でWi-Fiが使用できないことは、旅行者にとって不便であり、また、動線上の交通拠点等を一体的に整備することで観光拠点のWi-Fi環境の効用を高めることができると考えているが、交通拠点等については事業者等の自主的な整備を促しているものであり、優先順位としては引き続き、防災拠点・観光拠点への整備を重点的に支援することとし、鉄道施設等を補助対象とすることについては、平成29年度以降に向けて、検討を行ってまいりたい。</p> <p>○自然公園内一部公園施設について          現在、補助対象外となっている自然公園内一部公園施設については、民間事業者等の自主的な整備を促しているものであり、引き続き、補助対象外とする。なお、当該施設が避難所・避難場所に指定されている場合は、補助対象としている。</p> <p>○都市公園について          都市公園のうち住区基幹公園、緩衝緑地等は、主として地域の住民が利用すること等を目的とされており、引き続き、補助対象外とする。なお、当該施設が避難所・避難場所に指定されている場合は、補助対象としている。</p> <p>※補助金交付は国会での予算の成立が前提</p>
<p>山形県、香川県、福岡県、岐阜県</p>	<p>○【具体的な支障事例】          今年度5校7棟の施設において耐震化事業を実施予定であるが、うち緊急防災・減災事業債の対象となる事業(指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事)は2棟だけである。          また、耐震改築事業に対する国庫補助制度が来年度で終了する予定であることから、来年度においても多数の耐震化事業が見込まれているため、補助に係る十分な予算額の確保が課題となっている。          よって、緊急防災・減災事業債の指定避難所の要件の撤廃及び、耐震改築事業についても対象とするよう制度を改正していただきたい。          ○私立学校施設の耐震化工事に対する補助を行っているが、指定避難所とされていない施設、改築工事の施設は当該起債の対象となっていない。          “そこで、指定避難所の要件を撤廃するとともに、改築工事も対象とする必要がある。”          ○耐震化が遅れている私立学校の耐震化を進めるため、文部科学省の補助事業に上乘せする形で独自の助成を行い私立学校の耐震化に対する取り組みを支援している。          現在、避難所指定されていない私立小・中・高等学校の耐震補強工事についても、緊急防災・減災事業債の対象としていただきたい。          ○学校施設を避難所に指定する際は、施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定し、周知を図ることが重要であるとされており、複数の校舎等がある学校では、Is値が低い建物は指定から除かれている場合がある。          また、避難所は市町村長が指定することになっているため、市町村立学校や県立学校が指定されることが多く、地域内に公的な施設がある場合には私立高等学校の指定は見込めない状況であることから、起債対象を指定避難所でない施設についても拡大することで、設置者負担が緩和され、耐震化の促進が期待できる。”</p>	<p>学校の施設等の整備については、学校教育法に基づき設置者負担が原則とされている。          緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」という。)において、指定避難所とされている学校施設(公立・私立を問わない)の耐震化を対象としているのは、災害が発生した場合に被災者等のための適切な避難所の確保を図るためであり、指定避難所以外の小中高等学校施設について緊防債の対象とすることは困難である。          なお、一般単独事業債(一般事業)での起債は可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
241	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	<p>老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。</p> <p>【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1</p>	<p>総務省 文部科学省</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合</p>	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>青森県、北上市、岐阜県、愛知県、豊橋市、姫路市、伊丹市、八幡浜市、久留米市、佐賀県、長崎県、大分県</p> <p>○来年度から南小学校をこの制度を使って工事を行うが、現在は1/3国庫補助、残り2/3の内90%を起債とした元利償還額の70%を交付税措置とされている。起債を100%とできれば、今より財政的な負担が少なく改良工事を進めることができるので、この案のとおり制度が改正されると良い。</p> <p>○高度成長期以降に整備された学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、中等教育学校(後期課程)や高等学校の長寿命化対策を推進するための財源確保に苦慮することが見込まれている。</p> <p>○昭和40年代から50年代に整備された学校施設が多く、多額の老朽化対策費が必要であり、継続的に財源を確保することに苦慮している。</p> <p>○地方が単独で計画的に事業を推進していくには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%・元利償還額70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p> <p>○市立高等学校2校を保有しているが、財政状況の厳しい中、学校施設を維持するため、外壁改修、便所改修、グラウンド整備などの長寿命化対策は、単独事業として行っており、財源の確保に苦慮している。今後も継続的に事業を行っていくためにも制度改正を求める。</p> <p>○県立学校施設の計画的な長寿命化対策を検討しており、提案内容と同様、財源確保が大きな課題と考えられるため、地方財政措置の拡大を求めたい</p> <p>○本県の学校施設も提案団体同様高度成長期に集中的に整備されており、今後改修・改築時期が集中するため、財政への負担が懸念される。</p> <p>財政負担を平準化するため、今後の建替や長寿命化のための大規模改修等必要経費を平準化したシュミレーションを作成したが、県単独では平準化した予算の確保ですら厳しい状況である。</p> <p>○長寿命化対策が必要となる建築後30年を経過する建物が今後特に増加することに加え、5年後には建築後60年を経過する建物もある状況。</p> <p>これらの老朽化対策には多額の経費を要することから、地方債を活用せざるを得ないが、財政措置のない地方債の残高が年々増加することで、将来県財政の多大な負担になることが懸念される。</p> <p>○「公共施設等総合管理基本方針」において、予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行って建物の長寿化を図り、個別施設ごとの長寿命化計画を策定していくこととしている。今後、計画推進にあたり、提案内容と同様の支障が見込まれる。</p> <p>○・高等学校の長寿命化対策(外壁改修など)は、単独事業(起債活用 一般事業債90%充当、交付税措置なし)で実施しており、市の財政負担が大きい。</p> <p>・継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>公立学校施設については老朽化が深刻な課題となっており、学校施設の長寿命化等について計画的な対応が求められるところである。しかしながら、例示された緊急防災・減災事業債は、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としておりこのような措置と同等の措置を高等学校に係る長寿命化改良事業に拡大することは困難である。</p>

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交付 金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	<p>【提案理由・権限移譲の必要性】</p> <p>平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。</p> <p>昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くても5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。</p>	<p>財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱</p>	<p>国土交通省 財務省</p>	<p>富山県</p>	

	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県</p>	<p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。 【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。”</p> <p>○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。</p> <p>○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃となってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。</p> <p>○橋梁修繕を行う際、河川管理者より濁水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。</p> <p>○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。</p> <p>○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ国債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第一四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p>回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ いずれにしても、事業官庁である国土交通省とよく相談していただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業(交付金事業)は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心 的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるような ゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国を活用して発注する整備計画上の工事につい ては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上的変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。</p> <p>○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くも8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。</p> <p>○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な境界期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】・当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ いずれにしても、事業官庁である国土交通省とよく相談していただきたい。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
38	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高等学校等就学支援 金制度に係る支給期 間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度に おける支給期間は、36月(定時 制等の場合は48月)とされてい ることから、やむを得ない理由等 により対象者が留年した場合に は、同制度による支援が受けら れないため、個々の事情を斟酌 したうえで支給期間を延長する ことができるよう、要件を緩和す ること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定 時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合 は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされ ている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のう ち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象か ら外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で 36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修 業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律施行令第2条 高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律施行規則第2条	文部科学省	愛知県	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>北海道、青森県、長野県、豊橋市、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、沖縄県、栃木県、横浜市、岐阜県</p> <p>○就学支援金の支給期間は最大36月(定時制等は48月)となっているが、長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合、支給月数を超過し支援金を受給できない期間が発生することから、その事情を斟酌し、支給期間の制限について緩和を検討する必要がある。</p> <p>○【制度改正の必要性】          全日制の生徒が病気療養等により休学し、原級留置となった場合は、36月を超過した分について、就学支援金が支給されない。          病気療養等「やむを得ない理由」により修業年限を超えて在学している生徒に対する就学支援金については、卒業するまでの期間、就学支援金を支給することができるよう制度を見直す必要がある。</p> <p>○現制度では、例えば退学したことの無い全日制に在学している生徒が、やむを得ない事由により6月間休学(休学期間中、就学支援金は支給停止)し、それにより留年となってしまった場合、在学4年目となったとき6月間は就学支援金の支給対象となるが、残りの6月間は就学支援金の支給対象とはならないため、授業料の納入が必要となる。</p> <p>一方、一度退学した生徒であれば、学び直し支援金制度があるため、通算36月を超えて在学した場合でも、最長2年間は授業料を納入する必要がないため、不公平感がある。</p> <p>○【制度改正の必要性】にある「長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合」というケースは、現在のところ、該当者はいないものの、支給期間について、その事情を斟酌する制度とすることが制度の目的にも適っていると考える。</p> <p>○長期療養等やむを得ない事由による休学のために留年に至っている者はおらず、支障事例はない。しかし、今後同事例が発生する可能性はあるため、制度改正の必要性は感じている。</p> <p>○高等学校等就学支援金制度(国補)の対象とならない生徒は、単県事業で対応している。</p> <p>支給期間を超える理由は様々であり、個々の事情を判断することは困難であるため、理由を限定せず、支給期間を延長すべきである。</p> <p>○当制度は学年進行で実施されていることもあり、未だこのような事例はないが、29年度以降には、十分想定される事例である。</p> <p>また、単位制の場合は、年間30単位、合計74単位を超えた習得に対しては就学支援金の支給対象外となるが、このことについて、文部科学省から県独自に支給を検討するよう求められている。</p> <p>修業年限や習得単位数の制限についての緩和は、県独自ではなく、国が当制度の中で検討する必要があると考える。</p> <p>○左記の制度改正の必要性・支障事例と同意見であり、修業年限の制限について緩和が必要である。</p> <p>○提案内容と同様に、年度の途中から、長期療養などのやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。</p> <p>○愛知県の様な支障事例はまだ生じていないが、今後同様の事例が発生することが想定される。現在、当該支障事例が生じた場合、授業料の減免制度の対象として取り扱えるよう条例等を整えているが、事情を斟酌し支給対象と出来るよう就学支援金制度の在学期間に係る支給要件については検討が必要と考える。</p> <p>○法律の制定趣旨である、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与する」ため、もっとも支給が必要な生徒を救う制度として、要件緩和を行う必要があると考える。</p>	<p>留年等により高等学校等の修業年限を超えて在学している者に対して支援することは、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けられる就学支援金の総額との均衡や無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から適切ではない。</p> <p>なお、各都道府県において、高等学校等就学支援金制度改正前の平成26年3月以前の対応(多くの都道府県において、各都道府県の判断に基づき、その負担により、修業年限を超える部分について、生徒負担が生じないよう対応いただいていた。)との継続性・整合性も考慮し、修業年限を超えて在学している者に対して授業料不徴収等の取扱いを継続するよう努めていただいている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
39	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設環境改善交 付金事業(公立小中 学校等)に係る対象事 業の要件緩和	公立小中学校等について、老朽 化が著しい部分のみの改修につ いても対象事業となるよう要件を 緩和すること。	<p>【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。 老朽箇所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。</p> <p>【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p>	学校施設環境改善交 付金交付要綱別表1項 6	文部科学省	愛知県	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>	
<p>鹿角市、由利本荘市、郡山市、石岡市、大田原市、春日部市、銚子市、柏市、上越市、小松市、伊東市、豊橋市、豊田市、大治町、大津市、大阪府、姫路市、伊丹市、奥出雲町、山陽小野田市、東温市、久留米市、嘉麻市、遠賀町、大村市、宮崎市、小林市、指宿市、かほく市、長崎市、甲賀市</p>	<p>○校舎が段階的に増築されたことや、今までに行った大規模改修工事の中で、一部校舎を未改修としたことにより、校舎の一部が著しく老朽化している学校は存在する。また今後、児童、生徒数が減少を理由に、学校全体ではなく、必要とされる校舎の一部だけを改修することも、予算や施設管理面から有効な手段である。</p> <p>しかし、現状は築30～40年を経過し校舎全体の改修を必要とする学校が多く、また児童、生徒数の減少を基にした学校適正化配置などに結論がでていないことから、この案件のように校舎の一部の改修を進めることは考えにくい。</p> <p>○使用頻度や気候条件等により、同じ施設内でも老朽化に差が出る場合もあり、改修に柔軟に対応できるよう要件の緩和を求める。</p> <p>○学校施設環境改善交付金の大規模改造(老朽)事業では「外部及び内部の両方を同時に全面的に改造」という要件があり、具体的に「内部又は外部のいずれかの施工割合がおおむね70%以上であり、かつ、もう一方の施工割合がおおむね50%以上」となどされていることから、対象事業に該当させることが難しいためこの要件を緩和して頂きたい。</p> <p>○外壁塗装工事や屋上防水工事等の外部の改修のみで校舎等の長寿命化が図られる場合については、学校施設環境改善交付金事業の大規模改造事業における老朽化対策工事の補助の要件である「外部及び内部の両方を全面的に改造するもの」に該当しないため、地方単独事業として実施している。</p> <p>今後、多くの学校施設の老朽化改修を計画的に進めていく上では、必要最小限の範囲において効率的に工事を進める必要があることから、補助要件の緩和を求める。</p> <p>○老朽箇所を目的とした改修によって長寿命化が図られる施設もあることから、対象事業とするよう要件の緩和を望む。</p> <p>○学校施設環境改善交付金事業の老朽化による改造について、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件を緩和し、屋上防水工事のみの施工等、老朽化が著しい部分のみの改修も対象事業とし、併せて補助下限額7,000万円の引き下げについて要件の緩和が必要である。</p> <p>○雨漏り対策のため、屋根改修工事及び老朽化が著しい床の改修工事を実施しようとしたが、建物全体の延床面積の70%以下の改造となり、事業費が7千万を下回ったことから事業を断念せざるを得なかった。</p> <p>○当団体の主張のとおり、老朽化劣化の著しい学校施設において「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」の要件を満たすことは難しく、屋上防水や給排水設備など部分的な改修も対象事業とするよう要件を緩和する必要がある。</p> <p>○雨漏りの改修だけでは交付金の対象にならないため、一般財源のみで対応しなければならぬ。防水工事等は全面施行が必要になるため、高額になり予算措置されにくい状況となっている。</p> <p>○建物の性能を維持するには、屋上防水効果は大変重要である。しかし、現状の制度では、内部改修と組み合わせなければ補助対象とはならず、財政負担が大きくなってしまふ。また、一校舎に充てる予算が大きくなると、他の改修等が後回しになり、改修の進まない学校が出てくることも考えられる。</p> <p>本市では、多くの学校校舎において屋上防水工事を優先せざるを得ない状況にあり、一般財源を充てて当該工事を進めているところである。</p> <p>○老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。</p> <p>老朽箇所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和を希望する。市としても、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○「大規模改造(老朽)」メニューでは、原則として建物一棟全体を改造する等の全面的な改造工事を対象とし、一部分を改修する場合は対象外となるため、このメニューの活用を断念した学校もある(屋内運動場の屋根改修など)。そのため、財源的に小中学校施設の老朽改修が遅れ遅れになっているのが現状である。</p> <p>○左記のとおり、学校施設環境改善交付金での大規模改造事業では、全体的な改修でなければ交付金対象事業とならないため、部分的改修が積極的に推進しづらい状況である。</p> <p>・当市の学校施設は築25年を超える建物が85%を占めているが、多大な予算をかけずとも老朽化が激しい部分の一部改修ですることによって解決する問題もあるため、対象事業の要件の緩和は必要である。</p> <p>○豊田市においては、学校保全改修事業として、特に緊急度の高い外壁改修や屋上防水などの外回りを中心とした改修と、給排水管の更新やトイレ再整備、照明のLED化などの学習環境の改善に伴う改修を行っているが、児童生徒への影響を最小限にするために夏休みを有効活用して実施している。</p> <p>このため、学習環境改善交付金(老朽)の要件である、「建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造する」ことを行っておらず、屋上防水や給排水管の更新などについては補助対象外となり、市単独費により実施している。</p> <p>提案と同様に、効率的な老朽改修を促進するため、大規模な改修を伴わない、部分的な改修でも交付金の対象とする必要がある。</p> <p>○学校施設の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造は、「建物の外部・内部の両方を同時に全面的に改造するもの。建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものである事」等の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。</p> <p>○施設の内部と外部では老朽度の違いがあり、同時期の全面的な改造が適さないケースが多々あるため、屋上防水の全面改修等は本交付金事業を活用できず、市単独で実施せざるを得ない場合がある。</p> <p>○事前に建物の一部を他の補助事業や市費で改修しており、残存部分が70%に満たされず、活用を断念した事例がある。工事期間が夏休みに限定される小中学校は、単年度で全体の70%以上の改修は難しく、複数年度の分割事業の申請となる。分割事業では、後年度の工事設計が終わっていない場合も多く、交付金申請の交付要件を満たすか判断が下し難い。また、後年度交付金は、優先的とはいえず、採択が保証されていない。このように、「建物全体の改修」を目的とする事業実施の場合、70%以上の改修が阻害要因になる場合が多いため、本要件の緩和を望む。</p> <p>○本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○老朽改修の対象とならない事案があり、児童生徒の安全性の確保及び学習環境の改善のため、交付金の対象要件の拡大が必要である。</p> <p>○活用を断念した事例はないが、補助要件を満たすように追加工事を発注した事例はあり、制度改正の必要性は感じている。しかし、当該制度については下限額が高額すぎるなど、別の補助要件が支障となる事例が多い。</p> <p>○学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業を活用し、建物全体の外壁を改修した校舎では、建物の外部は改修されたが、内部は老朽化が進んでいる状態にある。この校舎では、建物の外部を改修する必要があるため、老朽化事業の要件に該当しない。内部のみの老朽化対策も必要であるため、老朽化が著しい部分のみの改修について、対象事業となるよう要件の緩和が必要である。</p> <p>○屋上防水や外部改修等の部分改修により施設の長寿命化が図れるケースは十分に考えられると思われるため、要件緩和に関しては賛同したい。</p> <p>○老朽施設の改修においては、学校施設環境改善交付金事業「大規模改修(老朽)」を活用させていただいているが、限定された部分の改修には活用できず、単独での整備を行っている状況である(事例:防水改修工事、限定された教室の内部工事等)。以上のようなことから制度改正や要件緩和を求める。</p> <p>○老朽化施設対策として、内部・外部同時の改修ではなく、どちらか一方での改修も要件とする必要がある。また、老朽化が著しい部分のみの改修であっても施設の長寿命化が図れる場合は、対象となるよう要件の緩和を検討する必要がある。</p> <p>○改修部分の70%には程度や時期にアンバランスもあるため、1期30%、2期40%といったような措置も考えられると思料する。</p> <p>○学校施設環境改善交付金事業においては、施設の老朽化による部分改修については、建物の70%以上の改修を要し、下限額が7千万円となっている。このため、外壁改修のみの場合等には、工事費が下限額に満たないため、事業の対象にならない。交付金事業による改修の場合は、一度に全体的な改修をせざるを得ないため、なかなか改修の目的がたない状況である。本市としても、下限額の引き下げ及び改修面積の撤廃等の要件を緩和していただきたい。</p> <p>○多くの学校施設において、屋根防水や高圧変電設備は特に老朽化が著しいが、施設の全面的な改修に合わせて老朽化対策が実施できるのはごく一部の学校に限られるため、やむを得ず単独事業として実施している。</p> <p>また今後は、屋内運動場・教室・廊下等の床の老朽化が懸念される。</p> <p>○老朽化の要件が床面積70%以上改修のため、交付金の活用を断念した事例がある。</p> <p>○耐震性能は保持しているものの老朽化等に伴う不具合が生じている施設が多数発生している。要件が緩和されれば事業は大きく進捗する。</p> <p>○大規模改造事業を実施する場合は、外部と内部の両方を同時に改造し、床面積の70%以上を改造する場合に交付対象となるため、他の交付金事業(防災機能強化事業など)と同時に実施することが難しい状況にある。効率の良い交付金活用のため、条件を緩和するなどの措置をお願いしたい。</p> <p>○老朽化による改造について、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件を満たせていないが、内部の老朽化が進み、改修の必要がある学校がある。</p> <p>○建物の屋上防水、外壁改修など長寿命化に向けて必要な部分的改修を単独事業(起債活用 75%充当、交付税措置30%)で実施している。</p> <p>・老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件の緩和を求める。</p> <p>○小中学校が29校あり、年々施設の老朽化が進み、また、財源にも限りがある中で部分修繕を行っています。各校からの修繕依頼を受け修繕は行っていますが、修繕が追いつかず、逆に増加しています。せめて、著しい老朽部について補助対象とお願いしたい。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>公立小・中学校を設置、管理し、その経費を負担する責務は、各学校の設置者が負っている。このことから、左記に要望にあるような通常の維持補修や、小規模な改良といった一部分を改修する等の事業については、設置者が適時適切に行うべきものである(公立学校の維持管理に係る経費は地方交付税の積算において算入されている)。一方で、公立小・中学校施設については、建築後25年以上経過し、改修が必要な建物の面積が全体の約7割を占めるなど、老朽化は深刻な課題となっている。この課題に対応するため、国においては学校施設環境改善交付金において、設置者の負担軽減に資するよう、予算の範囲内で大規模改造(老朽)事業として補助を行っているものである。</p> <p>これらのことを踏まえると、大規模改造(老朽)事業に係る補助要件を緩和し補助対象を拡充することは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
241	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	<p>老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p> <p>【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。</p> <p>【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	総務省 文部科学省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合		
155	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係る緊急防災・減災事業債の対象の拡大	<p>平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。</p> <p>【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せする形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%・全国39位となっている。</p> <p>【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。</p> <p>【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。</p>	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等 教育局幼児教育課 文部科学省高等教育 局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省、 文部科学省	長崎県		

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>	
<p>青森県、北上市、岐阜県、愛知県、豊橋市、姫路市、伊丹市、八幡浜市、久留米市、佐賀県、長崎県、大分県</p>	<p>○来年度から南小学校をこの制度を使って工事を行うが、現在は1/3国庫補助、残り2/3の内90%を起債とした元利償還額の70%を交付税措置とされている。起債を100%とできれば、今より財政的な負担が少なく改良工事を進めることができるので、この案のとおり制度が改正されると良い。</p> <p>○高度成長期以降に整備された学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、中等教育学校(後期課程)や高等学校の長寿命化対策を推進するための財源確保に苦慮することが見込まれている。</p> <p>○昭和40年代から50年代に整備された学校施設が多く、多額の老朽化対策費が必要であり、継続的に財源を確保することに苦慮している。</p> <p>○地方が単独で計画的に事業を推進していくには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%・元利償還額70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p> <p>○市立高等学校2校を保有しているが、財政状況の厳しい中、学校施設を維持するため、外壁改修、便所改修、グラウンド整備などの長寿命化対策は、単独事業として行っており、財源の確保に苦慮している。今後も継続的に事業を行っていくためにも制度改正を求める。</p> <p>○県立学校施設の計画的な長寿命化対策を検討しており、提案内容と同様、財源確保が大きな課題と考えられるため、地方財政措置の拡大を求めたい</p> <p>○本県の学校施設も提案団体同様高度成長期に集中的に整備されており、今後改修・改築時期が集中するため、財政への負担が懸念される。</p> <p>財政負担を平準化するため、今後の建替や長寿命化のための大規模改修等必要経費を平準化したシュミレーションを作成したが、県単独では平準化した予算の確保ですら厳しい状況である。</p> <p>○長寿命化対策が必要となる建築後30年を経過する建物が今後特に増加することに加え、5年後には建築後60年を経過する建物もある状況。</p> <p>これらの老朽化対策には多額の経費を要することから、地方債を活用せざるを得ないが、財政措置のない地方債の残高が年々増加することで、将来県財政の多大な負担になることが懸念される。</p> <p>○「公共施設等総合管理基本方針」において、予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行って建物の長寿命化を図り、個別施設ごとの長寿命化計画を策定していくこととしている。今後、計画推進にあたり、提案内容と同様の支障が見込まれる。</p> <p>○・高等学校の長寿命化対策(外壁改修など)は、単独事業(起債活用 一般事業債90%充当、交付税措置なし)で実施しており、市の財政負担が大きい。</p> <p>・継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>公立学校施設については老朽化が深刻な課題となっており、学校施設の長寿命化等について計画的な対応が求められるところである。しかしながら、例示された緊急防災・減災事業債は、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としており、このような措置と同等の措置を高等学校に係る長寿命化改良事業に拡大することは困難である。</p>
<p>山形県、香川県、福岡県、岐阜県</p>	<p>○【具体的な支障事例】</p> <p>今年度5校7棟の施設において耐震化事業を実施予定であるが、うち緊急防災・減災事業債の対象となる事業(指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事)は2棟だけである。</p> <p>また、耐震改築事業に対する国庫補助制度が来年度で終了する予定であることから、来年度においても多数の耐震化事業が見込まれているため、補助に係る十分な予算額の確保が課題となっている。</p> <p>よって、緊急防災・減災事業債の指定避難所の要件の撤廃及び、耐震改築事業についても対象とするよう制度を改正していただきたい。</p> <p>○私立学校施設の耐震化工事に対する補助を行っているが、指定避難所とされていない施設、改築工事の施設は当該起債の対象となっていない。</p> <p>“そこで、指定避難所の要件を撤廃するとともに、改築工事も対象とする必要がある。”</p> <p>○耐震化が遅れている私立学校の耐震化を進めるため、文部科学省の補助事業に上乘せる形で独自の助成を行い私立学校の耐震化に対する取り組みを支援している。</p> <p>現在、避難所指定されていない私立小・中・高等学校の耐震補強工事についても、緊急防災・減災事業債の対象としていただきたい。</p> <p>○学校施設を避難所に指定する際は、施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定し、周知を図ることが重要であるとされており、複数の校舎等がある学校では、Is値が低い建物は指定から除かれている場合がある。</p> <p>また、避難所は市町村長が指定することになっているため、市町村立学校や県立学校が指定されることが多く、地域内に公的な施設がある場合には私立高等学校の指定は見込めない状況であることから、起債対象を指定避難所でない施設についても拡大することで、設置者負担が緩和され、耐震化の促進が期待できる。”</p>	<p>学校の施設等の整備については、学校教育法に基づき設置者負担が原則とされている。</p> <p>緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」という。)において、指定避難所とされている学校施設(公立・私立を問わない)の耐震化を対象としているのは、災害が発生した場合に被災者等のための適切な避難所の確保を図るためであり、指定避難所以外の小中高等学校施設について緊防債の対象とすることは困難である。</p> <p>なお、一般単独事業債(一般事業)での起債は可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
42	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)に係るスクールカウンセラー等活用事業の要件緩和	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。</p> <p>しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえなくなってきており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。</p> <p>(※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため)</p> <p>カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければいけない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアの必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。</p>	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領5	文部科学省	愛知県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)								
<p>埼玉県、千葉県、甲府市、八幡浜市、高知県</p>	<p>○【制度改正の必要性】  本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士等を全日制16校(2校配置)、定時制10校(拠点校配置)、教育事務所等6カ所(拠点配置)の計32カ所に配置して、全県下の高等学校への対応が出来る体制を整えている。  しかしながら、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等、学校からのスクールカウンセラーへの支援の要請は日を追うごとに増加し、現在対応しきれない状況にあり今後の増員は必要不可欠である。  27年度予算においては、同事業の実施要領において、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるため、その枠内(392カ所中32カ所)で配置しているが、現在のスクールカウンセラー要請状況や、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で、スクールカウンセラーの増員配置が必要となっており、この枠組みでの対応はできないため、この枠を撤廃して、小中高全体を通じたニーズによる配置ができるようにしていただきたい。</p> <p>【支障事例】  県立高等学校では、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等について、スクールカウンセラー拠点校での対応のほか、拠点校以外からの派遣要請が非常に多く、緊急な派遣要請があっても、派遣までに数日を要する状況にある。  教育現場からは、スクールカウンセラー配置の要望が多く寄せられているが、10%枠の制約から現在の配置数となっている。  更に本県では、今後、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で10%枠以上への増員配置は必要不可欠であり、増員配置する上で大きな支障となる。  ○スクールカウンセラーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において必要不可欠なものだと考えている。  甲府市としても、補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化・雇用の安定を望む。  ○スクールカウンセラー配置校と未配置校とのグループ化を図り、配置校での業務に支障のない範囲で、未配置校からの相談に応じている。しかし、スクールカウンセラーが配置校において多忙であること、相談を希望する高等学校へ赴いて相談に応じるための旅費が十分でないことなどの課題があり、未配置校からの要望に応えきれない現状である。</p>	<p>児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校等に配置し、心のケアの充実を図ることは重要であると認識している。  スクールカウンセラーの配置については、不登校やいじめなどの問題行動の多い小・中学校の義務教育段階を中心に配置を進めることとしており、地域の実情に応じて、高等学校への配置について10%の流用を可能としてきたところ。  文部科学省としては、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小・中学校(27,500校)に配置することを目指しており、まずは、義務教育段階における教育相談体制の整備に努めつつ、限りある予算の中で、地域の実情に応じて、効果的・効率的にスクールカウンセラーが配置されるよう、引き続き支援してまいりたい。</p> <p>(参考)  平成28年度予算案(スクールカウンセラー等活用事業)</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校への配置</td> <td>15,500校</td> </tr> <tr> <td>中学校への配置</td> <td>10,000校</td> </tr> <tr> <td>教育支援センターへの配置</td> <td>250箇所</td> </tr> <tr> <td>貧困対策の加配</td> <td>1,000校</td> </tr> </table>	小学校への配置	15,500校	中学校への配置	10,000校	教育支援センターへの配置	250箇所	貧困対策の加配	1,000校
小学校への配置	15,500校									
中学校への配置	10,000校									
教育支援センターへの配置	250箇所									
貧困対策の加配	1,000校									

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
92	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	文化財関係国庫補助 金に係る補助対象の 追加	<p>①指定文化財管理費国庫補助 要項で補助対象外とされている 地方公共団体が所有する物件に ついては補助対象とすること。要 項3(6)について文部科学省所 管文化庁所属の国有財産以外も 補助対象とすること。</p> <p>②要項で補助対象外となる庭園 以外の史跡や天然記念物(島、 岩石地、池、沢、森林を除く。)に ついては補助対象とすること。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>①指定文化財に関する維持管理費については、年間数千万単位にのぼる例や、自治体によって は部局予算の3~4割程度を占める例もある。 文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。 また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、 県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める 要因の1つになる場合がある。 中には、維持管理費に多額の費用がかかることから、文化財の価値は高いものの指定に対し消極 的になる事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。</p> <p>②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の国 有財産等に限られており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を 除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要度も重要文化財等と同様であり、費用もかかることから、実 際に維持管理を担う地元市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる 地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりをおして住民の生きがい創出 につながると期待される。</p>	文化財保護法 指定文化財管理費国 庫補助要項	文部科学省(文化庁)	九州地方知 事会	熊本県提案分

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>北上市、仙台市、鹿角市、由利本荘市、茅ヶ崎市、新潟市、大野市、甲府市、沼津市、豊田市、城陽市、羽曳野市、徳島市、高松市、西条市、久留米市、田川市、春日市、五島市、宮崎市、石垣市、長崎市、かほく市</p>	<p>○① 指定文化財に関する維持管理費について、年間約8,000千円の支出があり、埋蔵文化財以外の文化財保護予算の約8割を占めている。史跡の草刈業務も年1～2回しか行えない史跡もあり、市民が学習や憩いの場として、活用することに支障をきたしている。</p> <p>② 史跡の管理予算措置が出来ず、枯れ枝等による周辺への影響に即座に対応できない場合がある。土地所有者負担にならざるを得ないこともあり、文化財指定に対する苦情を受ける場合もある。</p> <p>○国指定史跡(陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡、仙台郡山官衛遺跡群など)の除草や樹木剪定などの維持管理費予算は、地方自治体が全額負担しているのが実情であるが、そもそも国が指定した文化財に係る経費については国庫補助の対象とすべきものと思慮する。</p> <p>○史跡の良好な見学環境を維持するためには定期的な草刈りや薬剤散布等を行わなければならない。毎年、予算の範囲内でできるだけだけの事はしているが、良好な見学環境を提供できているとは言えない。また、史跡維持管理費は予算の削減対象になりやすく、年々予算の確保が困難になってきている。本市は県内屈指の文化財の宝庫であり、史跡の維持管理費が補助対象と認められれば、史跡以外の国県市指定文化財の保存伝承、新たな文化財の掘り起しに予算を振り分けることもできる。</p> <p>○該当する国指定文化財として、土田住宅及び史跡鳥海山の二件があります。①史跡鳥海山のうち、市所有地の維持管理経費については、国庫補助対象になっていません。また今後将来、土田住宅が個人所有から市所有になる事例が発生した場合、現行の要項では補助対象外となり、毎年度の維持管理経費の補助を受けることができなくなります。</p> <p>②国指定史跡については、通年の維持管理について、補助対象外になっています(庭園のみ対象)。対象になることで、史跡鳥海山も補助対象範囲に含まれることとなります。</p> <p>○②国指定史跡上神主・茂原官衛遺跡等の維持管理については、同様に国の支援が受けられず十分な管理が行えない等の課題があり、提案の趣旨に賛同する。</p> <p>○史跡に係る維持管理費の予算確保は困難となり、また昨年度に国史跡の指定となった土地については今後公有地化を進めており、将来的にさらに維持管理に係る負担の増大が懸念させることから、当該制度改正(①市有財産②史跡について補助対象とする改正)の必要を感じている。</p> <p>○天然記念物鳥屋野逆タケの藪及び史跡宮浦塚古墳の除草及び剪定(枯れ竹・倒伏竹伐採)に要する経費が年間約3,500千円かかる。</p> <p>加えて、史跡古津八幡山遺跡も今後、維持管理に大きな経費が必要となる。</p> <p>また、重要文化財旧新潟税関庁舎の宿直等監視業務に年間3,210千円かかる。補助要項では、見回り看視しか対象となっていないので、宿直等監視業務も対象としてほしい。</p> <p>そして、その分の予算を文化財の活用に回し、地域活性化につなげたい。</p> <p>○国指定天然記念物「本願清水イトヨ生息地」の保護学習施設である本願清水イトヨの里の維持管理経費(管理運営経費)が年間2千万円以上要している。</p> <p>○史跡等の公有地化及び整備事業が完了した部分の除草等の維持管理費用は、各担当市町村の負担である。国・市等の史跡用地の除草管理費用は、年間数百万にのぼり、今後史跡公有地・史跡整備事業の進行に伴い維持管理費用は増加し、財政の負担になる。</p> <p>○天然記念物保護のための見廻り監視を市の負担で行っている。予算の関係で監視時期が限定されるなど支障があるため、国庫補助対象が望ましい。</p> <p>○文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、特に10万㎡にも及ぶ史跡興国寺城跡などは、担当係の職員を総動員しても除草作業が追いつかず、しばしば地元自治会や訪れた市民から苦情を受けることもある。</p> <p>○現状で国史跡・名勝・天然記念物の維持管理は所有者が行っているが、所有者から市に対し維持管理に関わる要望は度々ある。将来的には所有者が維持管理していることが限界となり、文化財保護の観点から市が所有者となるケースや、既に保存管理団体となっている物件についても維持管理への対応は増加すると見込まれる。</p> <p>○国指定史跡が6つあり、草刈り・樹木剪定等の植栽管理や、整備した史跡における清掃等の日常管理の業務委託費が年間約1千万円程かかっている。この維持管理経費は、市内部でも削減を求められているところであり、今後十分な管理を継続して実施していくために、国庫補助による維持管理経費の支援が必要となっている。</p> <p>○左記と同様に、文化財の維持管理費は予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきており、また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えないといった支障事例がある。</p> <p>○国指定史跡が複数存在し、これら史跡地の除草や清掃等の維持管理に係る予算について、厳しい財政状況下では、適切な環境の保持を図るために必要十分な額を確保することが困難となり、史跡地本来の意義を活かした地域資源としての十全な活用が図れていない。</p> <p>○近年史跡指定する際に文化庁の指導には、史跡の中心部だけではなく、それを取り巻くように保全地帯(バッファゾーン)等を設けるような広い範囲に及ぶ指定地を求められる場合が多い。本市にも山中にある非常に広大なエリアを指定している史跡があるが、この維持管理、特に草刈りには地元の史跡保存会の協力を得るものの、多大な労力と経費がかかる。</p> <p>よって、この維持管理に関する経費の支援は強く要望するものであり、地元住民の史跡を保全・保護する意欲をも増していくものと考える。</p> <p>○指定文化財の維持管理費は年々予算の確保が難しく、文化財の環境保全が不十分である。</p> <p>史跡は予算内で実施する年数回程度の除草作業等では、年間を通して良好な環境が維持できず、史跡の来訪者等に対する公開・活用に支障があり、維持管理に対する財政的な支援を要望する。</p> <p>○市所有の国指定史跡において毎年の除草などの経費が必要であり、それに対する補助を要望する。</p> <p>○現在、国指定史跡(城跡)の用地公有化を進めているところであるが、将来的に、用地公有化が完了し、維持管理を行う際、既提案団体が示した支障事例と同様に、予算確保が困難となる等の可能性がある。</p> <p>そこで、地方公共団体が所有する史跡についても補助対象としていただくよう、補助要綱の改正について必要性を感じている。</p> <p>○所管する国指定史跡地の除草等維持管理費が、年間10,000千円を越えるとともに、近年の雑草等の繁茂速度から、予算確保ができる管理回数では追いつかず、周辺住民からの苦情も増加している。予算の範囲内での委託による除草作業と併せて職員による除草等を行っているが、十分とは言えず、個人や社寺などが所有する史跡についても同様であり、日常管理が大きな課題となっている。</p> <p>○①市所有のユネスコ世界記憶遺産「山本作兵衛コレクション」は、指定文化財管理費補助要綱で補助対象外とされている文化財であることから、その保存に係る経費については、市が単費で負担する必要がある。市の財政状況からみて今後充分実施が出来ない状況である。</p> <p>②具体的な内容:重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業費国庫補助要項で補助対象とされている国宝・重要文化財である美術工芸品及び重要有形民俗文化財以外でもユネスコの世界記憶遺産に登録された物件については補助対象とすること。</p> <p>・具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性:田川市が所有する山本作兵衛コレクションは、ユネスコ世界記憶遺産に登録されたが、重要有形民俗文化財等には指定されていないため、補助の対象外である。</p> <p>当該コレクションは、酸性紙と思われる非常に脆弱な特性を持つ紙資料であり、保存の方法等が確立されていない中、本市においては、当該コレクションを適切に保存するための大規模な改修工事が急務となっている。また、当該コレクションを所蔵する田川市石炭・歴史博物館は、開館して30年以上が経過しており、展示施設も経年劣化に伴う設備の老朽化が進んでいる状況であることから、展示活用のために、展示設備や解説用設備工事も必要である。</p> <p>しかし、本市の財政状況を鑑みると、その財政負担の大きさに、これらの事業を実施することが大変厳しい状況である。</p> <p>○本市には県天然記念物である「ナギの社」が神社地内にある。</p> <p>これまでは、氏子たちが協力して林相の維持に努めてきたが、氏子の減少や高齢化により、維持管理に支障をきたしている。</p> <p>神社地周辺は宅地が密集しており、常に除草や剪定の要望が出されており、このままでは文化財を包含する神社地が迷惑施設化する恐れがある。</p> <p>天然記念物の維持管理費用が補助対象となれば、都市部における貴重な緑地として地域に受け入れられることが期待される。</p> <p>○指定文化財の維持管理費が多額になり、今後も増えることが予想されることから左記と同様の制度改正を望みます。</p> <p>○毎年限られた予算の範囲内で文化財の維持管理に努めているところであるが、市が管理する史跡等の維持管理に係る予算の確保が課題となっている。</p> <p>例年、除草作業等に必要予算が不足しており、職員(嘱託員含む)が定期的に草刈を行っているが、限られた人数と時間の中での作業となるため、きめ細やかな維持管理が難しく、職員の業務上の負担も大きい。</p> <p>○指定対象が増えても、維持管理費の増は困難であり、予算的にも厳しい状況にある。・指定文化財が観光地となる場合もあることから安全面にも配慮した適切な管理費の捻出が望まれる。</p> <p>○市有財産については長崎市が維持管理しており、国指定を含め多数の文化財があることから市の財政負担は増えている現状にあるため、今後補助対象の拡充を要望する。</p> <p>○提案内容と同じ支障事例あり</p> <p>県有地の管理において、草刈り程度の予算しか確保できないため、木の枝や竹が史跡地の隣地に伸びても、伐採がなかなかできず、苦情がきたり、職員自ら業務を中断し、伐採しに行かざるを得ないなど、業務に支障をきたしている。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
114	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正	<p>【具体的な支障事例】                      一類感染症等のまん延防止を図るため、法に基づいて都道府県知事が第一種感染症指定医療機関を指定することとされ、厚生労働大臣により都道府県ごとに1か所2床を整備する旨の通知が出されている。今般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に備え、厚生労働省の強い指導を得て第一種感染症指定医療機関を整備することとなったが、医療に必要な備品(人工透析器、安全キャビネット、血液ガス分析装置、生化学分析装置等)が補助対象となっていないため、県単独での費用負担が強いられている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】                      一類感染症等の患者が発生した場合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない一類感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めることは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。</p>	昭和62年7月30日厚生省発健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担(補助)について」	厚生労働省	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
岐阜県、長崎県、熊本県	<p>○本県の感染症指定医療機関から、検体の移動時又は検査時の汚染拡大防止のため、感染症病床専用の検査備品(安全キャビネット、生化学分析装置等)の整備について要望を受けている。感染症指定医療機関の整備は、地方自治体の財政状況に関わらず、全国一律に整備されるべき性格のものであり、国の補助事業の拡充を行うべきである。</p> <p>○エボラ出血熱やMERSなどの感染症対策のため、第一種感染症指定医療機関(本県はH15より医大が指定を受けている)より、設備整備の要望があったが、補助対象ではなく、整備費が高額であるため、整備が進んでいない。</p> <p>○先般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に伴い、必要最低限の検査を行うために血液ガス、検血、生化学検査を行うための機器等の設備整備を検討していただけないかといったような相談事例が複数回あった。</p> <p>○市民病院(市立)を第一種感染症指定医療機関に指定しているが、エボラ出血熱流行後に実施された国立国際医療研究センター主催のワークショップなどにおいて、一類感染症病棟内に専用の医療検査機器(生化学分析装置、血液ガス分析装置、安全キャビネット等)が必要である説明を受けた市民病院から県に検査機器導入の支援要請が行われた。しかし、国の補助制度に対象項目がないため、国が感染症法で定めた第1種感染症指定医療機関という制度にもかかわらず、県単独での費用負担が強いられている。一類感染症等の対策を実施する第一種感染症指定医療機関の設備整備について、国庫補助制度が対象項目が提案県の指摘どおりであり、医療機関側のニーズとミスマッチの状態と考える。また、一類感染症対策は現法下において国内発生はなく、一医療機関に負担を求めることは現実的ではない。都道府県だけでなく、国も負担する補助制度を構築する必要がある。</p>	<p>エボラ出血熱等の一類感染症の患者に対応可能な特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関の指定に当たっては、当該病院で人工透析や微生物検査を行うことができる設備のほか、使用した医療器具等を消毒し、又は滅菌できる設備を有する病院を指定することになっており、必ずしも感染症病室専用の人工透析器等の機器までは必要とはしていない。</p> <p>今般のエボラ出血熱の流行を踏まえ、今後の対応を検討するために「一類感染症に関する検討会」を開催したところである。この検討会での議論を踏まえ、新感染症や一類感染症の重症患者への対応の充実を図るため、28年度より、こうした患者に主として対応することとなる特定感染症指定医療機関の機能強化を行うこととなったところである。第一種感染症指定医療機関における医療体制等(設備も含む)の強化についても、今後の海外における一類感染症等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて専門家にご議論いただいた上で、その必要性等について検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
224	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	生活基盤施設耐震化 等交付金の交付対象 の拡充	上水道耐震化対策事業におい て、基幹管路等の耐震化診断に ついては国庫補助対象外である が、避難施設等に接続する施設 については、耐震化診断の国庫 補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠 であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万～数千万円 規模の費用を必要とする。 現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対 象であることに對し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である (改修整備は国庫補助対象)。 しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなか れば、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続 する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現状】 府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6～7割 程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考 えられる。	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金交 付要綱(H27年度から 創設する、新たな「生 活基盤施設耐震化等 交付金」においても、 耐震診断は対象外と 伺っている)	厚生労働省	京都府、関 西広域連 合、滋賀 県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>能代市、宇都宮市、大田原市、富津市、大野市、高山市、沼津市、熱海市、伊東市、愛知県、豊橋市、豊田市、和歌山市、徳島市、香川県、高松市、愛媛県、宮崎市</p> <p>○1施設の耐震化診断を実施しているが、耐震化事業には高額な費用を必要とすることからその他の施設は未実施の状況で、今後の実施にあたり本提案に賛同します。</p> <p>○各浄配水場の耐震対策は概ね完了しているものの、災害時等において当該浄配水場から各避難施設等に接続する主要配水管について非耐震化のままとなっている配水管が存在する状況であることから、避難施設としての機能維持及び上水道配水管の耐震化対策事業を促進するに当たり、重要となる耐震診断について交付金対象とすることにより、上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求めすることに賛同する。</p> <p>○管路の耐震性は厚生労働省の定める技術基準に基づき判断しており、管路の耐震診断は実施しておりません。しかし、配水地等の耐震診断については、コスト面からも未実施となっており、耐震化を推進する上で、国庫補助の交付対象の拡大を求めます。</p> <p>○設計年次の古い施設(浄水場等)が多く耐震診断に多額の経費を要しており、交付対象の拡大を求めもの</p> <p>○水道管路は下水道と違い、管内へのアクセスは容易ではないが、接合部周辺を掘削し、目視確認等、状態を評価し、地震対策へ繋げる必要があると考える。また配水池も有事の際に一時的に水を留める機能の確保の目的で耐震化を進めており、臨時の応急給水拠点となる配水池の耐震診断は補助対象とされたい。現在の補助採択条件に「資本単価での縛り」があるが、対策は莫大な費用がかかり、単独費のみでは進捗が図れていない。耐震化計画で位置づけられたものは、これらの箍を外し、事業進捗を図る視野も必要であると考えます。</p> <p>○避難施設に接続している配水池は多数あり、今後、耐震化事業を実施することは必要不可欠な状況である。</p> <p>○主要な配水池の耐震診断は略実施済みであるが、その他重要給水施設に接続する水道施設においては、耐震診断が未実施な箇所があるため、耐震診断が交付金の対象となるよう要求します。</p> <p>○地震災害時においても避難施設等の重要給水施設に水道を供給できるようにするため、災害拠点病院に供給する配水管、配水池の耐震化を第3次地震対策アクションプランに位置付け、取り組みを進めている。しかしながら、浄水施設の耐震化率が34%、配水池では83%となっており、さらなる耐震化が必要な状況になっている。また、耐震化計画の策定は44事業体中、38事業体(86.4%)に留まっており、耐震化計画の前提となる耐震化診断を今後とも進めていかなければならない状況になっている。</p> <p>○東海・東南海地震に対する耐震化を実施するに当たり、耐震診断及び補強調査を行っているが、補助対象でないことから単費にて実施している。今回の南海トラフ地震に対して、被害想定が発表されたことで再び診断調査、確認が必要になったことで、その費用負担が増加している。また、補助要綱の中での資本単価条件についての課題があることから、交付対象の拡充を求めものである。</p> <p>○水道施設耐震化プランに基づき耐震化を図っており、優先して耐震化を行っていく施設として20施設ある。耐震診断を実施し、基本設計及び実施設計にかかる費用も莫大なものとなっている。現在のところ全て単費の対応により進んでいる状況である。厚生労働省が策定した新水道ビジョンにおいて、「水道の理想像」の中の「強靱な水道」に関連し、自然災害時の被災を最小限にとどめるため、施設の耐震化は必要不可欠であると考えます。人間にとって一番のライフラインである水道事業の安定した供給体制を整えるためにも下水道事業だけでなく、上水道においても耐震に関わる施設の診断等を国庫補助の対象に加えることは必要である。</p> <p>○水道事業は歴史が古く、施設の多くは耐震基準が改定された平成9年より前に建設されたものであるため、結果として耐震化率は低いものとなっている。今後、耐震化工事を実施していく施設については、耐震診断を予定していることから、同様の必要性を感じている。(平成25年度の本市の耐震化の状況…浄水施設:25.7%、配水池:26.5%)</p> <p>○管路や施設の耐震化については国庫補助制度はあるものの、現在、管路については「平均料金」の基準を満たしておらず、補助対象外となっており、管路の更新が進んでいない状況であるため、さらなる国庫補助要件の緩和について要望する。</p> <p>○「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているが、水道施設の耐震率は0.02%、配水池の耐震率は22.99%であり、施設の耐震化は喫緊の課題となっていることから、本提案事項の国庫補助対象の拡充を強く要望する</p> <p>○水道施設の更新を含めた耐震化対策の検討を行うためには、耐震診断を行い耐震性の程度を把握したうえで更新(耐震補強)工事の設計を行う手順となる。しかし、耐震診断には多額の費用が必要となるため水道施設の重要度区分ランクA1の施設で、水道施設耐震工法指針・解説が発刊された1979年(昭和54年)以前に建設された施設のみを診断している。現在は、耐震診断結果を基礎としたうえで、費用対効果等の評価に独自の条件(将来の水需要・水運用計画)を加味し、施設の廃止・縮小化も含め更新(耐震補強)工事を進めているところである。今後は1980年以降に建設されたものについても、診断が必要な施設には耐震診断を行い耐震化計画の見直しを実施したいと考えているため、耐震診断に要する費用についても国庫補助対象として頂くとともに、補助採択基準の緩和及び補助率の拡充についても併せて必要であると考えている。</p> <p>○南海トラフ地震への対策として、発災時のライフラインの確保のため、国庫補助対象外であるが、管路管理システムを活用した耐震化診断を行い、優先度の高い基幹管路を重点的に効率的な管路の耐震化を行っているところである。これまでも、国の補助制度を活用して耐震化に取り組んでいるものの、今後、配水管等の耐震化には莫大な費用が必要なことから、災害拠点病院や避難施設等に接続する重要管路の耐震化診断については、国庫補助の対象とするなど、生活基盤施設耐震化等交付金について、制度の実効性が十分発揮できるよう交付制度の拡充を要望したいと考えており、提案事項に賛同する。</p> <p>○水道施設の耐震化率(H25末)は、浄水場と配水池については、それぞれ46.5%(全国5位)、45.8%(全国19位)とまずまずの進捗であるが、基幹管路については、23.2%(全国44位)とかなり遅れており、早期な対策が喫緊の課題であるが、耐震化計画策定・耐震診断は進んでいないのが現状である。</p> <p>今後は、水道施設の耐震診断は必須となってくるため、避難施設に限らず、全施設の耐震診断を国庫補助の対象としてもらいたい。</p>	<p>水道施設整備は水道料金による整備が基本であり、国の財政支援は高料金化対策等として一定の要件を満たした場合に限り行われるものです。そうした考え方の下、本交付金は、耐震化等に係る施設整備費に直接必要な経費を補助するものであり、施設整備の前段階で行うこととなる耐震化診断について補助することは、予算の制約の観点からも困難だと考えております。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
177	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金(先進的事業支援 特例交付金)にかかる 交付要件の緩和につ いて	当該交付金の利用回数につ いては、一事業所につき一回ま でに制限されている。 この点につき、各事業所にお ける防災機能向上、安全性確保 の観点から、一事業所につき一 回を限度という条件を緩和し、複 数の利用を認める取扱いを希望 する。	<p>【制度の概要】 当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 (※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源として交付していた同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。)</p> <p>【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等にあつては、申請が認められない状況となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。</p>	平成27年1月20日付け 厚生労働省老健局高 齢者支援課発事務連 絡 「平成26年度補正予 算(案)における地域 介護・福祉空間整備等 施設整備交付金(ハー ド交付金)の協議につ いて」	厚生労働省	釧路市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
宮崎市	<p>○既設の軽費老人ホームへのスプリンクラー設置に本制度からの補助金を利用しており、今後、他の防災改修等への補助要望の可能性はある。防災改修等は、各施設の防災機能向上、安全性の確保の観点から、防災上の必要性を勘案するなど、交付条件を緩和する方向での検討が必要であるとする。</p> <p>○事業者負担の軽減及び利用者の安全性が確保されるため、一事業所につき一回までの制限は削除し、複数回の利用を認める取扱いが良いと考える。</p>	<p>○当該交付金の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業については、高齢者施設等において、火災発生時等に自力で避難することが困難な利用者が多いことから、その安全確保対策を講ずる事業であり、緊急性の高い事業である。また、当該交付金については、耐震・防災改修等の大規模な修繕を行う事業として実施しているものであり、複数回にわたり行われる小規模な改修については、補助の対象外となっているため、原則一回で実施するものである。</p> <p>※なお、当該交付金は、耐震・防災改修等の施設改修を伴うものを補助対象とするため、【支障事例】にあるような設備整備を目的とする工事については、本交付金の趣旨に合致しない。</p>